

佐賀県告示第8号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する形質変更時要届出区域

鳥栖市曾根崎町字本成1070番1の一部及び字四ツ木1338番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物